

春日部市規則第 41 号

春日部市税条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市税条例等施行規則の一部を改正する規則

春日部市税条例等施行規則（平成17年規則第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(市税の減免申請書等)</p> <p>第34条</p> <p>3 条例第89条第2項又は第90条第2項若しくは第3項の規定による申請は、<u>軽自動車税減免申請書</u>（様式第62号）によるものとする。</p>	<p>(市税の減免申請書等)</p> <p>第34条</p> <p>3 条例第89条第2項又は第90条第2項若しくは第3項の規定による申請は、<u>軽自動車税（種別割）減免申請書</u>（様式第62号）によるものとする。</p>
<p>(市税の減免通知書等)</p> <p>第35条</p> <p>3 条例第89条第1項又は第90条第1項の規定により減免したときは、<u>軽自動車税減免決定通知書</u>（様式第64号の5）により通知し、また、否認したときは、<u>軽自動車税減免否認通知書</u>（様式第64号の6）により通知するものとする。</p>	<p>(市税の減免通知書等)</p> <p>第35条</p> <p>3 条例第89条第1項又は第90条第1項の規定により減免したときは、<u>軽自動車税（種別割）減免決定通知書</u>（様式第64号の5）により通知し、また、否認したときは、<u>軽自動車税（種別割）減免否認通知書</u>（様式第64号の6）により通知するものとする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書)</p>
<p>第52条</p> <p>12 条例附則第10条の3第16項及び春日部市都市計画税条例附則<u>第11項</u>の規定による申告は、<u>改修特別特定建築物</u>に係る固定資産税・都市計画税減額規定の適用申告書（様式第82号の12）によるものとする。</p> <p>(<u>軽自動車税納税通知書</u>)</p>	<p>第52条</p> <p>12 条例附則第10条の3第16項及び春日部市都市計画税条例附則<u>第10項</u>の規定による申告は、<u>改修実演芸術公演施設</u>に係る固定資産税・都市計画税減額規定の適用申告書（様式第82号の12）によるものとする。</p> <p>(<u>軽自動車税（種別割）納税通知書</u>)</p>
<p>第62条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関する報告請求書等)</p>	<p>第62条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税（種別割）</u>の賦課徴収に関する報告請求書等)</p>
<p>第63条 (略)</p>	<p>第63条 (略)</p>

(2) 様式第3号（その5）から様式第3号（その7）までを次のように改める。

様式第3号(その5) (第4条関係) 軽自動車税 普通徴収一般用

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">77</div> <div style="text-align: center;">埼玉県春日部市 納付書 (納入済通知書)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">加入者名</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">口座記号</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">合計金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">加入者名</td> <td style="font-size: small;">番号</td> <td style="font-size: small;">円</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">収納地番</td> <td style="font-size: small;">納付番号</td> <td style="font-size: small;">納付区分</td> <td style="font-size: small;">納付区分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td style="font-size: small;">通知書番号</td> <td style="font-size: small;">年度</td> <td style="font-size: small;">納期</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">34</div> </div>	加入者名	口座記号	合計金額		加入者名	番号	円	円	収納地番	納付番号	納付区分	納付区分	納期限	通知書番号	年度	納期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">加入者名</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">口座記号</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">合計金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">加入者名</td> <td style="font-size: small;">番号</td> <td style="font-size: small;">円</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td style="font-size: small;">通知書番号</td> <td style="font-size: small;">納期限</td> <td style="font-size: small;">納期限</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">34</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: small;">納入金額</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">納付手数料</td> <td style="width: 20%; font-size: small;">合計金額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">円</td> <td style="font-size: small;">円</td> <td style="font-size: small;">円</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(ご注意) バーコードがないもの、あっても読取ができぬもの、や印刷後訂正した場合、コンピュータで読み取れません。発行できません。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 2px;">領収日付印</div> </div>	加入者名	口座記号	合計金額		加入者名	番号	円	円	納期限	通知書番号	納期限	納期限	納入金額	納付手数料	合計金額		円	円	円	円
加入者名	口座記号	合計金額																																			
加入者名	番号	円	円																																		
収納地番	納付番号	納付区分	納付区分																																		
納期限	通知書番号	年度	納期																																		
加入者名	口座記号	合計金額																																			
加入者名	番号	円	円																																		
納期限	通知書番号	納期限	納期限																																		
納入金額	納付手数料	合計金額																																			
円	円	円	円																																		

この受領証は、大切に保管してください。

金庫裏面保管・コンビニ等高額用



切り取らないで金機機用・コピーなどにお出しください。

通知書番号

納税義務者			
納期限		車両番号(標識番号)	
税額	円	車種	
賦課年度		課税年度	

上記のとおり決定しましたので通知いたします。

年 月 日

埼玉県春日部市長

印

備考

領収日付印

納付者保管・収入印紙不要

ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口での納付の場合は、受領証が弘込みの証拠となりますので大切に保管してください。裏面もご覧ください。お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

軽自動車税 納税証明書  
(継続検査用)

車両番号	
証明書の有効期限	
備考	この納税証明書は、車検において自動車検査の返付を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

上記のとおり証明します。

埼玉県春日部市長

印

領収日付印

※領収日付印のないもの及び車両番号等が\*印でけされてるものは使用できません。

納付者保管





(3) 様式第47号(その1)及び様式第47号(その2)を次のように改める。





(4) 様式第47号(その3)を削る。

(5) 様式第62号を次のように改める。

公益車用

軽自動車税 減免申請書

年 月 日

春日部市長

あて

住 所

申請者 氏 名

個人番号又は法人番号

(電話番号 )

次のとおり市税条例第89条第2項の規定により申請いたします。

年度	年度	納税通知書番号	
税額	円	納期限	年 月 日
主たる定置場	春日部市		
車両（標識）番号			
種 別		型 式	
総排気量( )・定格出力( )・最高出力( ) ※最高出力は、原動機付自転車（新基準）の場合にのみ記入してください。			
用 途		形 状	
使 用 目 的 (減免を受けよう とする理由)			

身体障害者等用

軽自動車税 減免申請書						
春日部市長					あて	年 月 日
住所			春日部市			
納税者氏名						
個人番号又は法人番号						
電話番号						
市税条例第 90 条第 2 項の規定により、次のとおり軽自動車税の減免を申請します。						
年 度	年度	減免を受けようとする税額			円	
軽自動車等	車種					
	車両（標識）番号					
	所有者	氏名		住所	春日部市	
	定置場	自宅	その他（春日部市）			
	使用目的・用途					
身体障害者等	氏名				年齢	
	住所	春日部市				
	納税者との続柄					
	身体障害者手帳 戦傷病者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	番号				
		交付年月日	年 月 日			
		障害名				
障害の程度						
運転者	氏名				身体障害者等との続柄	
	住所	春日部市				
	運転免許証	番号				
		交付年月日	年 月 日			
		有効期限	年 月 日			
		免許の種類				
		免許の条件				
備考						

1 減免申請の際に提示するもの

- (1) 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳 (2) 精神障害者保健福祉手帳  
 (3) 運転免許証又はマイナ免許証 (4) 自動車検査証（ない場合は、軽自動車届出済証）

2 減免の対象となる軽自動車等が、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者によって運転されるものであるときは、福祉事務所長又は保健所長が発行する当該軽自動車等に係る当該事実を証明する書類を添付してください。

(6) 様式第64号の5及び様式第64号の6を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

埼玉県春日部市長 印

## 軽自動車税 減免決定通知書

次のとおり、あなたの軽自動車税の減免を決定したので通知します。

◆減免対象の納税義務者

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

◆減免対象の車両

車種	
車両番号	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税額		減免税額	
差引納付税額			

◆根拠条例 地方税法第463条の23  
春日部市税条例第89条・第90条

第 年 月 日 号

様

埼玉県春日部市長

印

軽自動車税 減免否認通知書

軽自動車税に係る減免の申請について、次のとおり減免を否認することに決定したので通知します。

対 象 年 度		通知番号	
納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
標 識 番 号		種 別	
否 認 理 由			
備 考			

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

(7) 様式第72号を次のように改める。

## 法人の設立等に関する申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">受付印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(宛先) 春日部市長</p>	法人番号										
	管理番号										
	本店所在地	〒 電話番号									
	フリガナ										
	法人名										
	代表者氏名										
	書類の送付先が本店以外の場合	〒 電話番号									

◎次のとおり申告します。

基本情報	登記上の設立年月日	年	月	日	資本金の額又は出資金の額	円	
	事業年度	月	日	月	日	円	
	事業所の設置状況	<input type="checkbox"/> 市内のみ		<input type="checkbox"/> 市外にもあり		資本金等の額	円
	事業種目	法人税申告期限の延長 <input type="checkbox"/> 有 ( 月 ) <input type="checkbox"/> 無					
	法人税法上の公益法人等の場合	<input type="checkbox"/> 収益事業を行う <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない					
	一般社団法人・一般財団法人の場合	<input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> 普通法人					
	グループ通算承認の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		通算事業年度	月 日 ~ 月 日
	通算親法人(名称)	(所在地)					

設置・廃止	事務所等の所在地	事務所等の名称	設置・廃止年月日
			年 月 日
	事務所等の廃止後、他の事務所等が春日部市内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

変更	項目	変更前	変更後	変更年月日
	<input type="checkbox"/> 本店所在地 <input type="checkbox"/> 名称・組織・商号 <input type="checkbox"/> 送付先 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> (通算) 事業年度 <input type="checkbox"/> 資本金等の額 <input type="checkbox"/> 事業所等の名称・所在地 <input type="checkbox"/> その他 ( )	本店等が移転した場合、旧本店は <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 廃止		(登記 年 月 日)

合併分割	合併(分割)年月日	市内事業所等を合併法人又は分割承継法人に	<input type="checkbox"/> 引き継ぐ	適格区分	<input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他
	被合併法人又は分割承継法人の本店所在地・名称				

解散等	<input type="checkbox"/> 解散	清算人(住所)			
	<input type="checkbox"/> 清算終了	(氏名)	電話番号		

休業	年 月 日から休業	事業再開の見込み <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	再開	年 月 日から再開
----	-----------	--	----	-----------

◇添付資料  
 設立・設置・転入…定款の写し等  
 変更・事務所等の廃止等…変更事由に係るもの(議事録の写し等)

関与税理士	電話番号
-------	------

(8) 様式第 8.2 号の 6 を次のように改める。

様式第82号の6 (第52条関係)

高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税減額規定の適用申告書			
春日部市長		あて	
		年 月 日	
		住(居)所(所在地)	
		申告者 氏 名(名称)	
		個人番号又は法人番号	
		(電話番号 )	
市税条例附則第10条の3第7項の規定により、次のとおり申告します。			
納 税 義 務 者	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
家 屋 の 所 在	春日部市		
家 屋 番 号		構 造	ア 木造 イ 非木造
階 数		床 面 積	m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 住宅以外の家屋		

注 申告に当たっては、次の書類を添付してください。

- 1 地方税法施行令(昭和25年7月31日号外政令第245号)附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類

(9) 様式第82号の12から様式第82号の14までを次のように改める。

様式第82号の12（第52条関係）

改修特別特定建築物に係る固定資産税・都市計画税減額規定の適用申告書					
					年 月 日
春日部市長		あて			
住（居）所（所在地）					
申告者 氏 名（名 称）					
個人番号又は法人番号					
（電話番号）					
市税条例附則第10条の3第16項及び都市計画税条例附則第11項の規定により、次のとおり申告します。					
納 税 義 務 者	住所（所在地）				
	氏名（名 称）				
家 屋 の 所 在	春日部市				
家 屋 番 号		構 造		ア 木造 イ 非木造	
階 数		床 面 積		㎡	
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日	利 便 性 等 向 上 改 修 工 事 が 完 了 し た 年 月 日	年 月 日
家 屋 の 種 類					
利便性等向上改修工事に要した費用			円		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）			第5条第 号に規定する		
この適用申告書を、利便性等向上改修工事が完了した日から3か月を経過した後に提出する場合には、3か月以内に提出することができなかつた理由					
(理由)					

注 申告に当たっては、次の書類を添付してください。

- 1 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類
- 3 利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類



固定資産税・都市計画税宅地化農地認定申告書

年 月 日

春日部市長 あて

住(居)所(所在地)

申告者 氏 名(名称)

個人番号又は法人番号

(電話番号 )

春日部市税条例附則第13条の4第2項及び春日部市都市計画税条例附則第21項の規定により、次のとおり申告します。

所有者	住所			
	氏名			
土地の所在	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	計画的な宅地化のための手続の区分	左の手続が開始された年月日

備考 地方税法施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してください。

- この申告書は、地方税法附則第29条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合に、同条第2項の規定に基づき、申告者が所有している農地の所在する市町村の長に提出するものであること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 「所有者」欄には、宅地化農地の認定を受けようとする市街化区域農地を所有している者の住所及び氏名(法人にあっては所在地及び名称)を記載すること。
- 「土地の所在」、「地目」及び「地積」は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載すること。
- 「計画的な宅地化のための手続の区分」欄には、申告者が所有している市街化区域農地につき宅地化農地の認定を受けるため開始された地方税法施行令附則第14条の5第2項各号に規定する計画的な宅地化のための手続のいずれかを記載すること。



固定資産税・都市計画税宅地化農地確認申請書

年 月 日

春日部市長

あて

住(居)所(所在地)

申請者 氏 名(名称)

個人番号又は法人番号

(電話番号 )

春日部市税条例附則第13条の4第3項及び春日部市都市計画税条例附則第21項の規定により、次のとおり申請します。

所有者	住所			
	氏名			
土地の所在	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	計画策定等の区分	左の計画策定等がなされた年月日
当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等を市街化区域設定年度(地方税法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。)の翌年度の初日の属する年の12月31日までの間に行うことができない理由				

備考 地方税法施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第47号の改正規定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。